令和8年度から適用される税制改正について

●給与所得控除額の見直し

給与所得の計算方法が以下のとおり変更されます。これにより、給与所得控除について55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

給与収入	給与所得の計算式		
和子权人	改正前	改正後	
0 ~ 550,999円	0円	0円	
551,000円 ~ 650,999円	(収入)-55万円	0[]	
651,000円 ~ 1,618,999円			
1,619,000円 ~ 1,619,999円	1,069,000円		
1,620,000円 ~ 1,621,999円	1,070,000円		
1,622,000円 ~ 1,623,999円	1,072,000円	(収入)-65万円	
1,624,000円 ~ 1,627,999円	1,074,000円		
1,628,000円 ~ 1,799,999円	<u>A</u> ×0.6+10万円		
1,800,000円 ~ 1,899,999円	<u>A</u> ×0.7-8万円		
1,900,000円 ~ 3,599,999円		<u>A</u> ×0.7-8万円	
3,600,000円 ~ 6,599,999円	<u>A</u> ×0.8-44万円		
6,600,000円 ~ 8,499,999円	(収入)×0.9-110万円		
8,500,000円 ~ 9,999,999円	(収入)—195万円(*1)		
10,000,000円 ~	(収入)—195万円(*2)		

A:給与収入を4,000で割り (円未満切捨て)4,000倍したもの

(*1)給与収入 850 万円超 1,000 万円未満の場合で、①~③のいずれかの条件に当てはまる場合は、以下の計算式で算定する。

条件: ①23 歳未満の者を扶養

②特別障害者を扶養

③自身が特別障害者

計算式:(収入)×0.9-110万円 (*2)給与収入 1,000万円以上の場合で、上記①~③のいずれかの条件に当てはまる場合は、以下の計算式で算定する。

計算式:(収入)-210万円

●扶養親族等の所得要件等の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件などが改正されました。

所得要件等	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
雑損控除の適用を認められる親族にかかる総所得金額等	48万円	58万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

●特定親族特別控除の創設

自己と生計を一にする、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等(「特定親族」といいます)で、合計所得金額が 123万円までの場合に親等が控除を受けられる仕組みが導入されました。

合計所得金額	給与収入換算	扶養控除 (現行)	特定親族特別控除 (新設)
0 ~ 58万円以下	~ 123万円以下	45万円	
58万円超~ 85万円以下	123万円超 ~ 150万円以下		
85万円超~ 90万円以下	150万円超 ~ 155万円以下		45万円
90万円超~ 95万円以下	155万円超~160万円以下		
95万円超~100万円以下	160万円超~165万円以下		41万円
100万円超~105万円以下	165万円超~170万円以下		31万円
105万円超 ~ 110万円以下	170万円超~175万円以下		21万円
110万円超 ~ 115万円以下	175万円超 ~ 180万円以下		11万円
115万円超 ~ 120万円以下	180万円超~185万円以下		6万円
120万円超 ~ 123万円以下	185万円超 ~ 188万円以下		3万円
123万円超 ~	188万円超 ~		0円

[※]現行の扶養控除は継続して適用されます。

●参考(所得税の基礎控除)

所得税の基礎控除額が以下のとおり変更されます。※住民税(市民税・県民税)については変更ありません。

		1			
	基礎控除額	所得税		住民税	
合計所得金額		改正前	令和7・8年分	令和9年分以後	※変更なし
0 ~	132万円以下	48万円	95万円	95万円	
132万円超 ~	336万円以下		88万円		
336万円超 ~	489万円以下		68万円		4.9.T.III
489万円超 ~	655万円以下		63万円	58万円	43万円
655万円超~	2,350万円以下		58万円		
2,350万円超 ~	2,400万円以下		48万円	48万円	
2,400万円超 ~	2,450万円以下	3 2 万円		29万円	
2,450万円超 ~	2,500万円以下	16万円		15万円	
2,500万円超 ~		0円		0円	

所得税に関する詳しい改正内容については、国税庁ホームページ「<u>令和7年度税制改正による所得税の基礎控</u> 除の見直し等について | 国税庁」をご確認ください。